

日看協発第 57 号
令和 2 年 5 月 8 日

各都道府県看護協会長 様

公益社団法人 日本看護協会
会長 福井 トシ子



新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた
妊娠中の看護師等への配慮について

時下 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
日頃より本会事業の推進に格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記につきまして、5月7日付で、「妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針」が改正されました。これは、妊娠中の女性労働者の母性健康管理を適切に図ることができるよう、母性健康管理上の措置に、新型コロナウイルス感染症に関する新たな措置を加え、「母性健康管理指導事項連絡カード」を活用し、作業の制限、出勤の制限（在宅勤務又は休業をいう。）等の必要な措置を講じるものです（別紙 1）。

同時に、医政局より「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた妊娠中の医師、看護師等への配慮について」が都道府県・保健所設置市・特別区宛に通知されました、（別紙 2）。この文書には、代替要員の確保等について記載されています。

本会では、妊娠中の看護職員の休業については代替要員の確保が必要と考えており、4月15日付で「妊娠中の看護職員の休業に伴う代替職員の雇用に伴う所要経費に対する補助金」を要望しております。妊娠中の看護職員の休業に伴って代替職員を雇用した場合にかかる経費は、【事例 2】（別紙 3）に記載されているように、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が活用できます。同交付金の対象となるためには、都道府県の実施計画に盛り込まれることが必須でありますので、各都道府県看護協会におかれましては、実施計画に盛り込まれるよう、都道府県に積極的に働きかけをお願いいたします。

【お問い合わせ】

公益社団法人 日本看護協会
健康政策部保健師課（担当：山西、沼田）
〒150-0001 東京都渋谷区神宮前 5-8-2
TEL：03-5778-8844／FAX：03-5778-8478
E-mail：hokenshi@nurse.or.jp